

令和6年度第4回滝沢市教育委員会議定例会議事日程

令和6年7月22日（月）

14時30分～15時30分

滝沢市役所 3階 庁議室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 教育長事務報告
- 日程第4 議案第1号 令和7年度使用滝沢市小・中学校教科用図書の採択に関し議決を求めることについて
- 日程第5 議案第2号 滝沢市学校運営協議会設置規則の一部を改正することについて

教育長事務報告書

令和6年7月22日

月 日	曜	事 項	場 所
6月26日	水	市教育研究会全体研修会	ビッグルーフ滝沢
6月27日	木	市消防演習夜間訓練	ビッグルーフ滝沢
6月28日	金	市学校図書館協議会総会	篠木小学校
6月29日	土	市教育振興運動推進協議会総会	滝沢中央小学校
〃	〃	市青少年育成市民会議総会・講演会	滝沢ふるさと交流館
6月30日	日	市消防演習	ビッグルーフ滝沢
7月1日	月	第1回市いじめ防止等対策協議会	庁内
7月2日	火	第76回市小学校陸上競技記録会	盛岡市「純情産地いわてトラフィール」 (県営運動公園陸上競技場)
7月4日	木	議会全員協議会	庁内
〃	〃	市町村要望に伴う県議との懇談会	盛岡市「県議会棟」
7月5日	金	第1回生徒指導連絡協議会・生徒指導主事研修会	庁内
〃	〃	議会全員協議会	庁内
7月6日	土	県吹奏楽コンクール盛岡地区大会	盛岡市「トーサイクラシックホール岩手」 (岩手県民会館)
7月8日	月	市青少年育成市民会議役員改選に伴う就任挨拶	庁内
〃	〃	第1回市学校給食センター運営委員会	庁内
7月10日	水	第2回管内教育長会議	盛岡市「サンセール盛岡」
〃	〃	第4回校長会議	庁内
〃	〃	市小中学校校長会第1回特別研修会	庁内
7月11日	木	市長感謝状贈呈式	盛岡市「岩手高校」
7月12日	金	東北六縣市町村教育委員会連合会第72回教育委員・教育長研修会	山形県山形市「山形テルサ」
7月13日 ～14日	土～日	第71回県中学校総合体育大会	滝沢総合公園体育館、盛岡市、宮古市
7月16日	火	社会教育委員会議に関する教育長・教育次長説明	庁内
〃	〃	学校教育の在り方懇談会	姥屋敷多目的研修センター
7月19日	金	第3回教科用図書採択協議会	八幡平市
7月21日	日	たきざわ学び&いきいきセミナーwith盛岡大学・盛岡大学短期 大学部 開校式	ビッグルーフ滝沢
7月22日	月	第4回教育委員会議	庁内

議案第 1 号

令和7年度使用滝沢市小・中学校教科用図書採択に関し議決を求めること
について

令和7年度に使用する滝沢市小・中学校教科用図書の採択について、次のとおり議決を
求める。

別紙「令和7年度使用小学校教科用図書採択一覧表」及び「令和7年度使用中学校教科
用図書採択一覧表」のとおり採択する。

令和6年7月22日提出

滝沢市教育委員会教育長 太田厚子

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）、義務教育諸学
校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）及び同法施行令（昭
和39年政令第14号）の規定に基づき採択をするものである。これが、この議案を提出
する理由である。

議案第 2 号

滝沢市学校運営協議会設置規則の一部を改正することについて

滝沢市学校運営協議会設置規則の一部を改正することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年滝沢村教育委員会規則第1号）第2条第2号の規定により、議決を求める。

滝沢市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則
（別紙）

令和6年7月22日提出

滝沢市教育委員会教育長 太田厚子

理由

委員の任期に係る規定において引用する条項の修正及び字句の整理をするために、滝沢市学校運営協議会設置規則の一部を改正するものである。これが、この規則案を提出する理由である。

滝沢市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則

滝沢市学校運営協議会設置規則（令和４年滝沢市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第３条の見出し中「役割」を「目的」に改める。

第９条の見出し中「委嘱」を「任命」に改め、同条第１項第４号中「られ」を削る。

第１１条第２項中「第８条」を「第９条」に改める。

附 則

この規則は、令和６年８月１日から施行する。

滝沢市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(協議会の<u>役割</u>)</p> <p>第3条 略</p> <p>(委員の<u>委嘱</u>等)</p> <p>第9条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから、対象学校の校長が推薦し、教育委員会が任命する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) その他教育委員会が<u>適当と認めら</u> <u>れる者</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(任期)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 第8条第2項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(協議会の<u>目的</u>)</p> <p>第3条 略</p> <p>(委員の<u>任命</u>等)</p> <p>第9条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから、対象学校の校長が推薦し、教育委員会が任命する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) その他教育委員会が適当と認め<u>る者</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(任期)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 <u>第9条</u>第2項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>